

平成23年10月19日	参考資料 3
医療情報の提供のあり方等に関する検討会（第7回）	

参照条文（医療機能情報提供制度関連）

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）抜粋

（国等の責務）

第六条の二 国及び地方公共団体は、医療を受ける者が病院、診療所又は助産所の選択に
関して必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければなら
ない。

- 2 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療を受ける者が保健医療サービスの選択を適
切に行うことができるように、当該医療提供施設の提供する医療について、正確かつ適
切な情報を提供するとともに、患者又はその家族からの相談に適切に応ずるよう努めな
ければならない。

（情報の報告及び書面の閲覧）

第六条の三 病院、診療所又は助産所（以下この条において「病院等」という。）の管理
者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行
うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県
知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しな
ければならない。

- 2 病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚
生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該病院等の所在地の都道府県知事に報
告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。
- 3 病院等の管理者は、第一項の規定による書面の閲覧に代えて、厚生労働省令で定め
るところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の
情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供するこ
とができる。
- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を確認するために必要が
あると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する
病院等に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定によ
り報告された事項を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、
又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病院等の開設者に対し、当該管理者
をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

○医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号） 抜粋

（情報の報告）

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第六条の三第一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第六条の三第一項の規定により、病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の管理者が当該病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表第一のとおりとする。

第一条の二 法第六条の三第二項の規定により、病院等の管理者が当該病院等の所在地の都道府県知事に報告を行わなければならない事項は、別表第一第一の項第一号に掲げる基本情報とする。

2 前項の報告は、前条第一項の規定により当該都道府県知事が定める方法により行うものとする。

（書面の閲覧に代えて提供する電磁的方法）

第一条の三 病院等の管理者は、法第六条の三第三項の規定により、同条第一項の規定による書面の閲覧に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この章において「電磁的方法」という。）であつて次項に掲げるものにより提供するときは、あらかじめ、医療を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及びファイルへの記録の方式を示さなければならない。

2 法第六条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 電子情報処理組織を利用する方法のうちイ、ロ又はハに掲げるもの

イ 電磁的記録に記録された情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法

ロ 病院等の管理者の使用に係る電子計算機と医療を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ハ 病院等の管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された別表第一に掲げる事項を電気通信回線を通じて医療を受ける者の閲覧に供し、当該医療を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記憶しておくことができるものをもつて調製するファイルに別表第一に掲げる事項を記録したものを交付する方法

（報告の公表）

第一条の四 都道府県知事は、法第六条の三第五項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、次に掲げる方法により公表しなければならない。

- 一 医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットを活用した方法
- 二 書面による閲覧又は電磁的記録に記録された情報の内容を紙面若しくは出力装置の映像面に表示する方法

(別添 1)

医療機能情報提供制度対象項目一覧

凡例 病：病院、診：診療所、歯：歯科診療所、助：助産所
○は対象項目も示す。

	病	診	歯	助
1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項				
(1) 基本情報				
①病院等の名称	○	○	○	○
②病院等の開設者	○	○	○	○
③病院等の管理者	○	○	○	○
④病院等の所在地	○	○	○	○
⑤病院等の案内用の電話番号及びFAX番号	○	○	○	○
⑥診療科目	○	○	○	
⑦診療科目別の診療日又は就業日	○	○	○	○
⑧診療科目別の診療時間又は就業時間	○	○	○	○
⑨病床種別及び届出又は許可病床数	○	○		
(2) 病院へのアクセス				
①病院等までの主な利用交通手段	○	○	○	○
②病院等の駐車場				
(i) 駐車場の有無	○	○	○	○
(ii) 駐車台数	○	○	○	○
(iii) 有料又は無料の別	○	○	○	○
③案内用ホームページアドレス	○	○	○	○
④案内用電子メールアドレス	○	○	○	○
⑤診療科目別の外来受付時間	○	○	○	○
⑥予約診療又は予約の有無	○	○	○	○
⑦時間外における対応				
・終日の対応	○	○		
・病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応	○	○		
・連携する病院又は診療所への電話の転送	○	○		
⑦' 時間外における対応の有無				○
⑧面会の日及び時間帯	○	○		○
⑨助産所の業務形態				

・所産所内における業務の実施				○
・出張による業務の実施				○
(3) 院内サービス・アメニティ				
①院内処方の有無	○	○	○	
②対応することができる外国語の種類	○	○	○	○
③障害者に対するサービス内容				
・手話による対応	○	○	○	○
・施設内の情報の表示	○	○	○	○
・音声による情報の伝達	○	○	○	○
・施設内点字ブロックの設置	○	○	○	○
・点字による表示	○	○	○	○
④車椅子利用者に対するサービス内容				
・施設のバリアフリー化の実施	○	○	○	○
⑤受動喫煙を防止するための措置				
・施設内における全面禁煙の実施	○	○	○	○
・喫煙室の設置	○	○	○	○
⑥医療に関する相談に対する体制の状況				
(i) 医療に関する相談窓口設置の有無	○			
(ii) 相談員の人数	○			
⑥' 医療に関する相談員の配置の有無及び人数		○	○	
⑦入院食の提供方法				
・適時及び適温による食事の提供	○			
・病床外での食事可能	○			
・選択可能な入院食の提供	○			
⑧病院内の売店又は食堂（外来者が使用するものに限る。）の有無	○			
(4) 費用負担等				
①保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類				
・保険医療機関	○	○	○	
・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関	○	○	○	
・労災保険指定医療機関	○	○	○	
・指定自立支援医療機関（更生医療）	○	○	○	
・指定自立支援医療機関（育成医療）	○	○	○	
・指定自立支援医療機関（精神通院医療）	○	○	○	

・身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	○	○	○	
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく指定病院又は応急入院指定病院	○	○	○	
・精神保健指定医の配置されている医療機関	○	○	○	
・生活保護法指定医療機関	○	○	○	
・医療保護施設	○	○	○	
・結核指定医療機関	○	○	○	
・指定養育医療機関	○	○	○	
・戦傷病者特別援護法指定医療機関	○	○	○	
・原子爆弾被害者医療指定医療機関	○	○	○	
・原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関	○	○	○	
・特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関	○	○	○	
・公害医療機関	○	○	○	
・母体保護法指定医の配置されている医療機関	○	○	○	
・特定機能病院	○	○	○	
・地域医療支援病院	○	○	○	
・災害拠点病院	○	○	○	
・へき地拠点病院	○	○	○	
・小児救急医療拠点病院	○	○	○	
・救命救急センター	○	○	○	
・臨床研修病院	○	○	○	
・臨床修練指定病院	○	○	○	
・がん診療連携拠点病院	○	○	○	
・エイズ診療拠点病院	○	○	○	
・肝疾患診療連携拠点病院	○	○	○	
・特定疾患治療研究事業委託医療機関	○	○	○	
・在宅療養支援診療所	○	○	○	
・DPC 対象病院	○	○	○	
・指定療育機関	○	○	○	
・小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関	○	○	○	
・無料低額診療事業実施医療機関	○	○	○	
・総合周産期母子医療センター	○	○	○	
・地域周産期母子医療センター	○	○	○	
・不妊専門相談センター	○	○	○	
・思春期相談クリニック事業実施医療機関	○	○	○	
②選定療養				
(i) 「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額	○	○		

(ii) 「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	○	○		
(iii) 「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	○	○		
(iv) 「病床数が 200 以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	○			
(v) 「病床数が 200 以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	○			
③治験の実施の有無及び契約件数	○			
④クレジットカードによる料金の支払いの可否	○	○	○	○
⑤先進医療の実施の有無及び内容	○			
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項				
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス				
①医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数				
・平成 19 年厚生労働省告示第 108 号第 1 条第 2 号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類	○	○	○	
②保有する施設設備				
・集中治療室 (ICU)	○			
・冠状動脈疾患専用集中治療室 (CCU)	○			
・脳卒中専用集中治療室 (SCU)	○			
・呼吸器疾患専用集中治療室 (RCU)	○			
・新生児集中治療室 (NICU)	○			
・母体胎児集中治療室 (MFICU)	○			
・広範囲熱傷特定集中治療室	○			
・手術室	○			
・無菌治療室	○			
・機能訓練室	○			
・精神科保護室	○			
・病理解剖室	○			
・高気圧酸素治療室	○			
・ヘリコプターを含む患者搬送車	○			
・新生児搬送車	○			
③併設している介護施設				
・介護老人福祉施設	○	○		
・介護老人保健施設	○	○		

・居宅介護支援事業所	○	○		
・介護予防支援事業所	○	○		
・老人介護支援センター	○	○		
・訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション	○	○		
・通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所	○	○		
・通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所	○	○		
・短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所	○	○		
・短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所	○	○		
・特定施設又は介護予防特定施設	○	○		
・認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所	○	○		
・小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	○	○		
・認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム	○	○		
・地域密着型特定施設	○	○		
・地域密着型介護老人福祉施設	○	○		
④対応することができる疾患・治療の内容（別添2）	○	○	○	
⑤対応することができる短期滞在手術				
【日帰り手術】				
・皮膚、皮下腫瘍摘出術	○	○		
・腋臭症手術	○	○		
・半月板切除術	○	○		
・手根管開放手術	○	○		
・水晶体再建術	○	○		
・乳腺腫瘍摘出術	○	○		
・気管支狭窄拡張術	○	○		
・気管支腫瘍摘出術	○	○		
・ヘルニア手術	○	○		
・内視鏡的胃・十二指腸ポリープ・粘膜切除術	○	○		
・内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術	○	○		
・経尿道的レーザー前立腺切除術	○	○		
【1泊2日手術】				
・関節鼠摘出術	○	○		
・半月板縫合術	○	○		
・靭帯断裂縫合術	○	○		
・胸腔鏡下交感神経節切除術	○	○		
・顎下腺腫瘍摘出術	○	○		
・甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術	○	○		
・下肢静脈瘤手術	○	○		

・腹腔鏡下胆嚢摘出術	○	○		
・腹腔鏡下虫垂切除術	○	○		
・痔核手術	○	○		
・経尿道的尿路結石除去術	○	○		
・尿失禁手術	○	○		
・子宮頸部切除術	○	○		
・子宮鏡下子宮筋腫摘出術	○	○		
・子宮附属器腫瘍摘出術	○	○		
⑥専門外来の有無及び内容	○	○	○	
⑦健康診査及び健康相談の実施				
（i）健康診査の実施の有無及び内容	○	○	○	
（ii）健康相談の実施の有無及び内容	○	○	○	
⑧対応することができる予防接種				
・ジフテリアの予防接種	○	○		
・破傷風の予防接種	○	○		
・ジフテリア、百日咳及び破傷風の三種混合の予防接種	○	○		
・ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種	○	○		
・ポリオの予防接種	○	○		
・麻疹の予防接種	○	○		
・風疹の予防接種	○	○		
・麻疹及び風疹の二種混合の予防接種	○	○		
・日本脳炎の予防接種	○	○		
・BCGの予防接種	○	○		
・インフルエンザの予防接種	○	○		
・おたふくかぜの予防接種	○	○		
・水痘の予防接種	○	○		
・A型肝炎の予防接種	○	○		
・B型肝炎の予防接種	○	○		
・コレラの予防接種	○	○		
・狂犬病の予防接種	○	○		
・黄熱病の予防接種	○	○		
・肺炎球菌感染症の予防接種	○	○		
⑨対応することができる在宅医療				
【在宅医療】				
・往診（終日対応することができるものに限る。）	○	○	○	
・上記以外の往診	○	○	○	
・地域連携退院時共同指導	○	○	○	

・在宅患者訪問診療	○	○	○	
・在宅時医学総合管理	○	○	○	
・在宅末期医療総合診療	○	○	○	
・救急搬送診療	○	○	○	
・在宅患者訪問看護・指導	○	○	○	
・在宅患者訪問点滴注射管理指導	○	○	○	
・在宅訪問リハビリテーション指導管理	○	○	○	
・訪問看護指示	○	○	○	
・在宅患者訪問薬剤管理指導	○	○	○	
・在宅患者訪問栄養食事指導	○	○	○	
・歯科訪問診療	○	○	○	
【在宅療養指導】				
・退院前在宅療養指導管理	○	○	○	
・在宅自己注射指導管理	○	○	○	
・在宅自己腹膜灌流指導管理	○	○	○	
・在宅血液透析指導管理	○	○	○	
・在宅酸素療法指導管理	○	○	○	
・在宅中心静脈栄養法指導管理	○	○	○	
・在宅成分栄養経管栄養法指導管理	○	○	○	
・在宅自己導尿指導管理	○	○	○	
・在宅人工呼吸指導管理	○	○	○	
・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	○	○	○	
・在宅悪性腫瘍患者指導管理	○	○	○	
・在宅寝たきり患者処置指導管理	○	○	○	
・在宅自己疼痛管理指導管理	○	○	○	
・在宅肺高血圧症患者指導管理	○	○	○	
・在宅気管切開患者指導管理	○	○	○	
・寝たきり老人訪問指導管理	○	○	○	
【診療内容】				
・点滴の管理	○	○	○	
・中心静脈栄養	○	○	○	
・腹膜透析	○	○	○	
・酸素療法	○	○	○	
・経管栄養	○	○	○	
・疼痛の管理	○	○	○	
・褥瘡の管理	○	○	○	
・人工肛門の管理	○	○	○	

・人工膀胱の管理	○	○	○	
・レスピレーター（人工呼吸器）	○	○	○	
・モニター測定（血圧・心拍等）	○	○	○	
・尿カテーテル（留置カテーテル等）	○	○	○	
・気管切開部の処置	○	○	○	
・在宅ターミナルケアの対応	○	○	○	
【他施設との連携】				
・病院との連携	○	○	○	
・診療所との連携	○	○	○	
・訪問看護ステーションとの連携	○	○	○	
・居宅介護支援事業所との連携	○	○	○	
・薬局との連携	○	○	○	
⑩対応することができる介護サービス				
【施設サービス】				
・介護福祉施設サービス	○	○		
・介護保健施設サービス	○	○		
・介護療養施設サービス	○	○		
【居宅介護支援】				
・居宅介護支援	○	○		
【居宅サービス】				
・訪問介護	○	○		
・訪問入浴介護	○	○		
・訪問看護	○	○		
・訪問リハビリテーション	○	○		
・居宅療養管理指導	○	○		
・通所介護	○	○		
・通所リハビリテーション	○	○		
・短期入所生活介護	○	○		
・短期入所療養介護	○	○		
・特定施設入居者生活介護（指定を受けている有料老人ホーム等において可）	○	○		
・福祉用具貸与	○	○		
・特定福祉用具販売	○	○		
【地域密着型サービス】				
・夜間対応型訪問介護	○	○		
・認知症対応型通所介護	○	○		
・小規模多機能型居宅介護	○	○		
・認知症対応型共同生活介護	○	○		

・地域密着型特定施設入居者生活介護（指定を受けている有料老人ホーム等において可）	○	○		
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	○		
【介護予防支援】				
・介護予防支援	○	○		
【介護予防サービス】				
・介護予防訪問介護	○	○		
・介護予防訪問入浴介護	○	○		
・介護予防訪問看護	○	○		
・介護予防訪問リハビリテーション	○	○		
・介護予防居宅療養管理指導	○	○		
・介護予防通所介護	○	○		
・介護予防通所リハビリテーション	○	○		
・介護予防短期入所生活介護	○	○		
・介護予防短期入所療養介護	○	○		
・介護予防特定施設入居者生活介護（指定を受けている有料老人ホーム等において可）	○	○		
・介護予防福祉用具貸与	○	○		
・特定介護予防福祉用具販売	○	○		
【介護予防地域密着型サービス】				
・介護予防認知症対応型通所介護	○	○		
・介護予防小規模多機能型居宅介護	○	○		
・介護予防認知症対応型共同生活介護	○	○		
⑪セカンド・オピニオンに関する状況				
（i）セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供の有無	○	○		
（ii）セカンド・オピニオンのための診察の有無及び料金	○	○		
⑫地域医療連携体制				
（i）医療連携体制に関する窓口の設置の有無	○			
（ii）地域連携クリティカルパスの有無	○	○		
⑬地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無	○	○		
⑩家族付き添い室の有無				○
⑫妊産婦等に対する相談又は指導				
・周産期相談				○
・母乳育児相談				○
・栄養相談				○
・家族計画指導（受胎調節実地指導を含む。）				○
・女性の健康相談				○
・訪問相談又は訪問指導				○

3. 医療の実績、結果に関する事項				
①病院等の人員配置				
(i) 医療従事者の人員数				
・ 医師	○	○	○	○
・ 歯科医師	○	○	○	○
・ 薬剤師	○	○	○	○
・ 看護師及び准看護師	○	○	○	○
・ 助産師	○	○	○	○
・ 歯科衛生士	○	○	○	○
・ 診療放射線技師	○	○	○	○
・ 理学療法士	○	○	○	○
・ 作業療法士	○	○	○	○
(ii) 外来患者を担当する医療従事者の人員数	○			
(iii) 入院患者を担当する医療従事者の人員数	○			
②看護師の配置状況	○	○		
③法令上の義務以外の医療安全対策				
(i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無	○			
(ii) 医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別	○			
(iii) 安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	○			
(iv) 医療事故情報収集等事業への参加の有無	○	○		
④法令上の義務以外の院内感染対策				
(i) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別	○			
(ii) 院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	○			
(iii) 院内における感染症の発症率に関する分析の実施の有無	○	○		
⑤入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無	○			
⑥診療情報管理体制				
(i) オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況				
・ 検査	○			
・ 処方	○			
・ 予約	○			
(ii) ICD コードの利用の有無	○			
(iii) 電子カルテシステムの導入の有無	○	○		
(iv) 診療録管理専任従事者の有無及び人数	○			
⑦情報開示に関する窓口の有無	○	○	○	
⑧症例検討体制				
(i) 臨床病理検討会の有無	○			

(ii) 予後不良症例に関する院内検討体制の有無	○			
⑨治療結果情報				
(i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無	○	○		
(ii) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無	○	○		
⑩患者数				
(i) 病床の種別ごとの患者数	○	○		
(ii) 外来患者数	○	○	○	
(iii) 在宅患者数	○	○		
⑩' 分娩取扱数				○
⑪平均在院日数	○	○		
⑫患者満足度又は妊産婦満足度の調査				
(i) 患者満足度等の調査の実施の有無	○	○	○	○
(ii) 患者満足度等の調査結果の提供の有無	○	○	○	○
⑬(財) 日本医療機能評価機構による認定の有無	○			
⑭診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあつては、(財) 日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無	○	○	○	○

対応可能な疾患・治療内容

(凡例：※ 件数の報告が必要な項目)

1) 皮膚・形成外科領域

- ①皮膚・形成外科領域の一次診療
- ②真菌検査（顕微鏡検査）
- ③皮膚生検
- ④凍結療法
- ⑤光線療法（紫外線・赤外線・PUVA）
- ⑥中等症の熱傷の入院治療
- ⑦顔面外傷の治療
- ⑧皮膚悪性腫瘍手術※
- ⑨皮膚悪性腫瘍化学療法
- ⑩良性腫瘍又は母斑その他の切除・縫合手術
- ⑪マイクロサージェリーによる遊離組織移植
- ⑫唇顎口蓋裂手術※
- ⑬アトピー性皮膚炎の治療

2) 神経・脳血管領域

- ①神経・脳血管領域の一次診療
- ②脳波検査
- ③長期継続頭蓋内脳波検査
- ④光トポグラフィー
- ⑤神経磁気診断
- ⑥頭蓋内圧持続測定
- ⑦頸部動脈血栓内膜剥離術※
- ⑧-1選択的脳血栓・塞栓溶解術（終日対応することができるものに限る。）※
- ⑧-2上記以外の選択的脳血栓・塞栓溶解術
- ⑨抗血栓療法
- ⑩-1頭蓋内血腫除去術（終日対応することができるものに限る。）※
- ⑩-2上記以外の頭蓋内血腫除去術
- ⑪-1脳動脈瘤根治術（被包術、クリッピング）（終日対応することができるものに限る。）※
- ⑪-2上記以外の脳動脈瘤根治術（被包術、クリッピング）
- ⑫脳動静脈奇形摘出術※
- ⑬脳血管内手術※

- ⑭脳腫瘍摘出術※
- ⑮脊髄腫瘍摘出術※
- ⑯悪性脳腫瘍放射線療法
- ⑰悪性脳腫瘍化学療法
- ⑱小児脳外科手術※
- ⑲てんかん手術を含む機能的脳神経手術

3) 精神科・神経科領域

- ①精神科・神経科領域の一次診療
- ②臨床心理・神経心理検査
- ③精神療法
- ④精神分析療法
- ⑤心身医学療法
- ⑥終夜睡眠ポリグラフィー
- ⑦禁煙指導（ニコチン依存症管理）
- ⑧思春期のうつ病又は躁うつ病
- ⑨睡眠障害
- ⑩摂食障害（拒食症・過食症）
- ⑪アルコール依存症
- ⑫薬物依存症
- ⑬神経症性障害（強迫性障害、不安障害、パニック障害等）
- ⑭認知症
- ⑮心的外傷後ストレス障害（PTSD）
- ⑯発達障害（自閉症、学習障害等）
- ⑰精神科ショート・ケア
- ⑱精神科デイ・ケア
- ⑲精神科ナイト・ケア
- ⑳精神科デイ・ナイト・ケア
- ㉑重度認知症患者デイ・ケア

4) 眼領域

- ①眼領域の一次診療
- ②硝子体手術※
- ③水晶体再建術（白内障手術）※
- ④緑内障手術※
- ⑤網膜光凝固術（網膜剥離手術）※
- ⑥斜視手術※
- ⑦角膜移植術※

⑧コンタクトレンズ検査

⑨小児視力障害診療

5) 耳鼻咽喉領域

①耳鼻咽喉領域の一次診療

②喉頭ファイバースコープ

③純音聴力検査

④補聴器適合検査

⑤電気味覚検査

⑥小児聴力障害診療

⑦鼓室形成手術※

⑧副鼻腔炎手術※

⑨内視鏡下副鼻腔炎手術※

⑩舌悪性腫瘍手術※

⑪舌悪性腫瘍化学療法

⑫舌悪性腫瘍放射線療法

⑬咽頭悪性腫瘍手術※

⑭咽頭悪性腫瘍化学療法

⑮咽頭悪性腫瘍放射線療法

⑯喉頭悪性腫瘍手術※

⑰喉頭悪性腫瘍化学療法

⑱喉頭悪性腫瘍放射線療法

⑲摂食機能障害の治療

6) 呼吸器領域

①呼吸器領域の一次診療

②気管支ファイバースコープ

③肺悪性腫瘍摘出術※

④胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術※

⑤肺悪性腫瘍化学療法

⑥肺悪性腫瘍放射線療法

⑦在宅持続陽圧呼吸療法（睡眠時無呼吸症候群治療）

⑧在宅酸素療法

7) 消化器系領域

①消化器系領域の一次診療

②上部消化管内視鏡検査

③上部消化管内視鏡的切除術※

- ④下部消化管内視鏡検査
- ⑤下部消化管内視鏡的切除術※
- ⑥虫垂切除術（ただし、乳幼児に係るものを除く。）※
- ⑦食道悪性腫瘍手術※
- ⑧食道悪性腫瘍化学療法
- ⑨食道悪性腫瘍放射線療法
- ⑩胃悪性腫瘍手術※
- ⑪腹腔鏡下胃悪性腫瘍手術※
- ⑫胃悪性腫瘍化学療法
- ⑬胃悪性腫瘍放射線療法
- ⑭大腸悪性腫瘍手術※
- ⑮腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術※
- ⑯大腸悪性腫瘍化学療法
- ⑰人工肛門の管理

8) 肝・胆道・膵臓領域

- ①肝・胆道・膵臓領域の一次診療
- ②肝生検
- ③肝悪性腫瘍手術※
- ④肝悪性腫瘍化学療法
- ⑤胆道悪性腫瘍手術※
- ⑥胆道悪性腫瘍化学療法
- ⑦開腹による胆石症手術※
- ⑧腹腔鏡下胆石症手術※
- ⑨内視鏡的胆道ドレナージ※
- ⑩経皮経肝的胆道ドレナージ※
- ⑪膵悪性腫瘍手術※
- ⑫膵悪性腫瘍化学療法
- ⑬膵悪性腫瘍放射線療法
- ⑭体外衝撃波胆石破碎術※
- ⑮生体肝移植※

9) 循環器系領域

- ①循環器系領域の一次診療
- ②ホルター型心電図検査
- ③-1心臓カテーテル法による諸検査（終日対応することができるものに限る。）
- ③-2上記以外の心臓カテーテル法による諸検査
- ④心臓カテーテル法による血管内視鏡検査

- ⑤冠動脈バイパス術※
- ⑥経皮的冠動脈形成術（PTCA）※
- ⑦経皮的冠動脈血栓吸引術※
- ⑧経皮的冠動脈ステント留置術※
- ⑨弁膜症手術※
- ⑩開心術※
- ⑪大動脈瘤手術※
- ⑫下肢静脈瘤手術※
- ⑬ペースメーカー移植術※
- ⑭ペースメーカー管理

10) 腎・泌尿器系領域

- ①腎・泌尿器系領域の一次診療
- ②膀胱鏡検査
- ③腎生検
- ④血液透析
- ⑤夜間透析
- ⑥腹膜透析（CAPD）
- ⑦体外衝撃波腎・尿路結石破碎術※
- ⑧腎悪性腫瘍手術※
- ⑨腎悪性腫瘍化学療法
- ⑩膀胱悪性腫瘍手術※
- ⑪膀胱悪性腫瘍化学療法
- ⑫前立腺悪性腫瘍手術※
- ⑬腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術※
- ⑭前立腺悪性腫瘍化学療法
- ⑮前立腺悪性腫瘍放射線療法
- ⑯生体腎移植※
- ⑰尿失禁の治療

11) 産科領域

- ①産科領域の一次診療
- ②正常分娩※
- ③選択帝王切開術※
- ④緊急帝王切開術※
- ⑤卵管形成手術※
- ⑥卵管鏡下卵管形成術※
- ⑦ハイリスク妊産婦共同管理

12) 婦人科領域

- ①婦人科領域の一次診療
- ②更年期障害治療
- ③子宮筋腫摘出術※
- ④腹腔鏡下子宮筋腫摘出術※
- ⑤子宮悪性腫瘍手術※
- ⑥子宮悪性腫瘍化学療法
- ⑦子宮悪性腫瘍放射線療法
- ⑧卵巣悪性腫瘍手術※
- ⑨卵巣悪性腫瘍化学療法
- ⑩卵巣悪性腫瘍放射線療法

13) 乳腺領域

- ①乳腺領域の一次診療
- ②乳腺悪性腫瘍手術※
- ③乳腺悪性腫瘍化学療法
- ④乳腺悪性腫瘍放射線療法

14) 内分泌・代謝・栄養領域

- ①内分泌・代謝・栄養領域の一次診療
- ②内分泌機能検査
- ③インスリン療法
- ④糖尿病患者教育（食事療法、運動療法、自己血糖測定）
- ⑤糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導
- ⑥甲状腺腫瘍手術※
- ⑦甲状腺悪性腫瘍化学療法
- ⑧甲状腺悪性腫瘍放射線療法
- ⑨副腎悪性腫瘍手術※
- ⑩副腎腫瘍摘出術※

15) 血液・免疫系領域

- ①血液・免疫系領域の一次診療
- ②骨髓生検
- ③リンパ節生検
- ④血液細胞核酸増幅同定検査
- ⑤白血病化学療法
- ⑥白血病放射線療法

- ⑦骨髄移植※
- ⑧臍帯血移植※
- ⑨リンパ組織悪性腫瘍化学療法
- ⑩リンパ組織悪性腫瘍放射線療法
- ⑪血液凝固異常の診断及び治療
- ⑫エイズ診療
- ⑬アレルギーの減感作療法

16) 筋・骨格系及び外傷領域

- ①筋・骨格系及び外傷領域の一次診療
- ②関節鏡検査
- ③手の外科手術
- ④アキレス腱断裂手術（筋・腱手術）※
- ⑤骨折観血的手術※
- ⑥人工股関節置換術（関節手術）※
- ⑦人工膝関節置換術（関節手術）※
- ⑧脊椎手術※
- ⑨椎間板摘出術※
- ⑩椎間板ヘルニアに対する内視鏡下椎間板摘出術※
- ⑪軟部悪性腫瘍手術※
- ⑫軟部悪性腫瘍化学療法
- ⑬骨悪性腫瘍手術※
- ⑭骨悪性腫瘍化学療法
- ⑮小児整形外科手術※
- ⑯義肢装具の作成及び評価

17) リハビリ領域

- ①視能訓練
- ②摂食機能療法
- ③心大血管疾患リハビリテーション※
- ④脳血管疾患等リハビリテーション※
- ⑤運動器リハビリテーション※
- ⑥呼吸器リハビリテーション※
- ⑦難病患者リハビリテーション※
- ⑧障害児リハビリテーション又は障害者リハビリテーション※

18) 小児領域

- ①小児領域の一次診療

- ②小児循環器疾患
- ③小児呼吸器疾患
- ④小児腎疾患
- ⑤小児神経疾患
- ⑥小児アレルギー疾患
- ⑦小児自己免疫疾患
- ⑧小児糖尿病
- ⑨小児内分泌疾患
- ⑩小児先天性代謝疾患
- ⑪小児血液疾患
- ⑫小児悪性腫瘍
- ⑬小児外科手術※
- ⑭小児の脳炎又は髄膜炎※
- ⑮小児の腸重積※
- ⑯乳幼児の育児相談
- ⑰夜尿症の治療
- ⑱小児食物アレルギー負荷検査

19) 麻酔領域

- ①麻酔科標榜医による麻酔（麻酔管理）※
- ②全身麻酔※
- ③硬膜外麻酔※
- ④脊椎麻酔※
- ⑤神経ブロック
- ⑥硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続注入※

20) 緩和ケア領域

- ①医療用麻薬によるがん疼痛治療
- ②緩和的放射線療法
- ③がんに伴う精神症状のケア

21) 放射線治療領域

- ①体外照射
- ②ガンマナイフによる定位放射線治療※
- ③直線加速器による定位放射線治療※
- ④密封小線源照射
- ⑤術中照射

22) 画像診断

- ①画像診断管理（専ら画像診断を担当する医師による読影）
- ②遠隔画像診断
- ③単純CT撮影※
- ④特殊CT撮影※
- ⑤MRI撮影※
- ⑥マンモグラフィ検査（乳房撮影）※
- ⑦ポジトロン断層撮影（PET）又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影

23) 病理診断

- ①病理診断（専ら病理診断を担当する医師による診断）
- ②病理迅速検査

24) 歯科領域

- ①歯科領域の一次診療
- ②成人の歯科矯正治療
- ③唇顎口蓋裂の歯科矯正治療
- ④顎変形症の歯科矯正治療
- ⑤障害者の歯科治療
- ⑥摂食機能障害の治療

25) 口腔外科領域

- ①埋伏歯抜歯
- ②顎関節症治療
- ③顎変形症治療
- ④顎骨骨折治療
- ⑤口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症、外傷又は腫瘍の治療
- ⑥唇顎口蓋裂治療

26) その他

- ①漢方医学
- ②鍼灸治療
- ③外来における化学療法
- ④在宅における看取り※